



長野県報

3月8日(木)
平成24年
(2012年)
第2350号

目次

告示

長野県県税条例に基づく申告等の期限の到来(税務課)	2
都市計画事業の事業計画の変更の認可(生活排水課)	2
保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課)	2
解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課)	3
公共測量の実施(建設政策課)	3
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(2件)(砂防課)	3
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(2件)(砂防課)	4
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(2件)(砂防課)	4
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(2件)(砂防課)	5
都市計画事業の事業計画の変更の認可(都市計画課)	5
長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課)	5
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課)	6
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	6

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働・NPO課)	6
一般競争入札(水大気環境課)	7
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(2件)(生活排水課)	8
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(経営支援課)	9
争議行為を行う旨の通知の公表(2件)(労働雇用課)	9
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく収去飼料の試験結果の概要の公表(園芸畜産課)	10
一般競争入札(農地整備課)	10
県営土地改良事業の工事の完了(2件)(農地整備課)	11
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市計画課)	11
一般競争入札(2件)(市町村課)	11
土地改良区役員の就退任の届出(2件)(農地整備課)	13
一般競争入札(生活排水課)	14
一般競争入札(10件)(河川課)	15
一般競争入札(2件)(砂防課)	23
一般競争入札(医療推進課)	25
一般競争入札(3件)(障害者支援課)	26
正誤(都市計画課)	28

長野県告示第185号

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）第11条第1項の規定により、平成23年4月14日付け長野県告示第254号において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が平成23年3月11日から平成24年4月1日までの間に到来するものについては、自動車税（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）を除き、平成24年4月2日とします。

平成24年3月8日

長野県知事 阿部守一

都道府県名	指定地域
宮城県	石巻市 東松島市 牡鹿郡女川町

税務課

長野県告示第186号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年3月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
下諏訪町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
下諏訪都市計画下水道事業 下諏訪町公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和50年1月9日から
平成30年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
昭和50年長野県告示第11号、昭和54年長野県告示第268号、昭和57年長野県告示第12号、昭和60年長野県告示第315号、昭和61年長野県告示第445号、昭和63年長野県告示第349号、平成2年長野県告示第698号、平成8年長野県告示第336号、平成14年長野県告示第409号の事業地に下諏訪町字深沢、字捨大持、字深沢大道下、字小深沢、字小焼野口、字一里塚及び字赤砂崎を加える。

生活排水課

長野県告示第187号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年3月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
長野市信更町三水字氷山1284の1、1284の3、1286から1288まで、字矢地倉1289、1290、1291の1、1296の1、字峰2848の1、2848の2、2884のイ、2884のロ、2884のハ、2886から2889まで、2891、2892の1、2893の5、2894から2903まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字氷山1284の1、1284の3、1286から1288まで、字矢地倉1289、1290、1291の1、1296の1、字峰2848の1、2848の2、2884のイ、2884のロ、2884のハ、2886から2889まで、2891、2893の5、2894、2900
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。

森林づくり推進課

長野県告示第188号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年3月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上田市越戸字小瀬52の1、52の5、52のイの3、52のイの4、52のロ、52のハ、字向イ252、261の2、265から270まで、274から276まで、277の1、277の2、278、280の1、280の2、285、286、288のロ、293から297まで、298の1、298の2、298の13、298のイ、字湯峠344の13、344の17、354の1から354の3まで、354の10、354の24、354の30、354の35、354の39、354の45、354の54、354の63、354の64、354の66、354の67、354の72、354の75、354の83から354の85まで、354の87から354の89まで、354の110、354の113、354の117、354の120、354の125、354のニ、355の1、356の1、358の2、字筒ノ入360の1、374、375、377の2、381、385、386、390、394、字下手418の1、418のロの1、421の1、422の1、字殿入556のロ、557の1、557のイ、558、562、565の3、567の1、567の5、567の15、567のハ、567のニ、567のホ、

567のト、567のチ、568、587の4、593、594の2、字上手623、624の1、624のイ、655の1から655の4まで、656、657の2、689、690の1、690の2、695のロの2、字塩ノ入696、700の1、700の2、701、702、728の1（次の図に示す部分に限る。）、728の9、728の14、728の16、728のイの2（次の図に示す部分に限る。）、728のロ、728のハ、728のニ（次の図に示す部分に限る。）、728のヘ、728のト、728のチ、728のヌ、728のワ、730の1、字釜ノ入795の1から795の3まで、795の16、795の18、795のロ、795のホ、795のヘ、字美志ヶ沢845のロ、846、851の1、851のロの2、856、857の1、857の6、857のイの2から857のイの4まで、857のロ、857のハ、857のニ、857のホ、857のヘ、857のト、857のり、862、865、872、874、880のロ、881、字西沢895、930の1、930の3、930の4、930の9、930の11、930の14、930の15、930のロ、930のハ、930のニ、930のホ、930のヘ、930のト、930のチ、930のり、930のヌ、930のル、字横道933の2、991

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第189号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年3月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所
上伊那郡中川村片桐4181の10、4181の11
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所
上伊那郡中川村片桐4352の5
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第190号

伊那市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年3月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（地籍調査事業に伴う基準点設置）
- 2 作業期間
平成24年3月7日から平成24年3月15日まで
- 3 作業地域
伊那市

建設政策課

長野県告示第191号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
本沢温泉（1）、本沢温泉（2）、本沢温泉（3）、沢入、杓打場、あく屋、十二、入江（1）、小坂、大畑、下殿岡、日影、釜前、奈良井（1）、奈良井（2）、小島、上殿岡、千部経、栗谷口、小丸山（1）、小丸山（2）、大芝（1）、大芝（2）、大芝（3）、大芝（4）、大芝（5）、大芝（6）、大芝（7）、大入、長橋（1）、長橋（2）、長橋（3）、湯沢口（1）、湯沢口（2）、湯沢、湯沢奥、湯沢日影、日向畑、高見沢、高見沢中、志ヨロ（1）、志ヨロ（2）、ウソ沢（1）、ウソ沢（2）、柚添、柚添（3）、スワ山（1）、スワ山、あらや、影の沢、海野（1）、海野（2）、海野（3）、海野（4）、海野（5）、海野（6）、藤の沢（1）、藤の沢（2）、北屋敷（1）、北屋敷（2）、青木平、所やぶ（1）、所やぶ（2）、梅ノ木、城山、踏通、東屋敷、川平、広瀬、市場（1）、市場（2）、板橋、宮ノ前、東畑、川久保、内ヶ原、坂下（1）、坂下（2）、坂下（3）、海ノ口別荘地（1）、海ノ口別荘地（2）及び海ノ口別荘地（3）
- 2 指定の区域
南佐久郡南牧村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第192号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月8日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

木次原、三寸木1、三寸木2、三寸木3、三寸木4、白岩、白岩3、白岩4、大桑、下新井1、下新井2、下新井3、箱瀬1、箱瀬2、箱瀬3、箱瀬4、箱瀬5、箱瀬6、山口1、山口2、山口3、山口4、山口5、山口6、山口7、山口8、山口、中尾、坂上1、坂上2、坂上、久保、久保3、久保4、久保5、古宮1号1、古宮1号2、古宮2、宮ノ平1、宮ノ平ア、宮ノ平4、宮ノ平5、宮ノ平6、宮ノ平7、宮ノ平8、宮ノ平9、宮ノ平10、宮ノ平11、宮ノ平イ、京の岩1、京の岩2、京の岩3、通岩1、通岩2、栃原、栃原3及び川又

2 指定の区域

南佐久郡北相木村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第193号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月8日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

本沢温泉（1）、本沢温泉（2）、本沢温泉（3）、沢入、あく屋、入江（1）、小坂、釜前、奈良井（1）、奈良井（2）、小島、栗谷口、小丸山（1）、小丸山（2）、大芝（1）、大芝（2）、大芝（3）、大芝（4）、大芝（5）、大芝（6）、大芝（7）、大入、長橋（1）、長橋（2）、長橋（3）、湯沢口（1）、湯沢口（2）、湯沢、湯沢奥、湯沢日影、日向畑、高見沢、高見沢中、志ヨロ（1）、志ヨロ（2）、ウツ沢（1）、ウツ沢（2）、杣添、杣添（3）、スワ山（1）、スワ山、あらや、影の沢、海野（1）、海野（3）、海野（4）、海野（5）、海野（6）、藤の沢（1）、藤の沢（2）、北屋敷（1）、北屋敷（2）、青木平、所やぶ（1）、所やぶ（2）、梅ノ木、城山、踏通、東屋敷、川平、広瀬、市場（1）、市場（2）、宮ノ前、東畑、内ヶ原、坂下（1）、坂下（2）、坂下（3）、海ノ口別荘地（1）、海ノ口別荘地（2）及び海ノ口別荘地（3）

2 指定の区域

南佐久郡南牧村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第194号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月8日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

木次原、三寸木1、三寸木3、三寸木4、白岩、白岩3、白岩4、大桑、下新井1、下新井2、下新井3、箱瀬1、箱瀬2、箱瀬4、箱瀬5、山口1、山口2、山口5、山口6、山口8、山口、中尾、坂上1、坂上2、坂上、久保、久保3、久保5、古宮1号1、古宮1号2、古宮2、宮ノ平1、宮ノ平ア、宮ノ平4、宮ノ平6、宮ノ平7、宮ノ平8、宮ノ平10、宮ノ平イ、京の岩1、京の岩2、通岩1、通岩2、栃原、栃原3及び川又

2 指定の区域

南佐久郡北相木村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第195号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月8日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

本沢、海尻1、海尻2、八岳川、大芝1、田久保の沢、大芝川、細沢川、平沢、前川、樋山口、程久保沢、大久保沢川、海の口沢、杣添、うそ沢1、うそ沢2、鹿の湯沢、湯沢川1、湯沢川2、湯沢川3、湯沢口の沢、湯沢川4及び湯沢川5

2 指定の区域

南佐久郡南牧村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第196号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月8日

砂防課

長野県知事 阿 部 守 一

1 土砂災害警戒区域の名称

菅の沢、北宮の平の沢、大戸谷沢、西鷹沢、鷹沢、西丸沢、水上沢、カラホリ沢、岬沢、寄せ沢川、山木川、うだの沢、西ノ久保、栖沢、カウト沢、栗の沢、横屋沢川、白岩、木次原1、木次原2、白岩間、黒岩、大やち川、中道沢及び通岩日影沢

2 指定の区域

南佐久郡北相木村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

長野県告示第197号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年 3月 8日

長野県知事 阿 部 守 一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

本沢、海尻1、八岳川、大芝1、田久保の沢、大芝川、細沢川、平沢、前川、樋山口、程久保沢、大久保沢川、海の口沢、柚添、うそ沢1、うそ沢2、鹿の湯沢、湯沢川1、湯沢川2、湯沢口の沢、湯沢川4及び湯沢川5

2 指定の区域

南佐久郡南牧村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂 防 課

長野県告示第198号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年 3月 8日

長野県知事 阿 部 守 一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

菅の沢、北宮の平の沢、大戸谷沢、西鷹沢、鷹沢、西丸沢、水上沢、カラホリ沢、岬沢、山木川、うだの沢、西ノ久保、栖沢、カウト沢、栗の沢、横屋沢川、白岩、木次原1、木次原2、白岩間、黒岩、大やち川、中道沢及び通岩日影沢

2 指定の区域

南佐久郡北相木村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供

します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂 防 課

長野県告示第199号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年 3月 8日

長野県知事 阿 部 守 一

1 施行者の名称

長野市

2 都市計画事業の種類及び名称

長野都市計画道路事業 3・3・25号 北部幹線

3 事業施行期間

平成19年12月13日から
平成30年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成19年長野県告示第620号の事業地のうち、大字上駒沢字寺西並びに大字金箱字弘誓地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

平成19年長野県告示第620号の事業地に大字徳間字稗田を加える。

都 市 計 画 課

長野県告示第200号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成24年 2月28日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成24年 3月 8日

長野県知事 阿 部 守 一

売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
(財)長野県交通安全協会東信事業所	長野市川中島町原704-2	佐久市協和131-2 東信運転免許センター内 長野県交通安全協会東信事業所
(株)ミタカコーポレーション	上田市上田原1405-4	千曲市稲荷山1779-1 セブーンイレブン更埴稲荷山店

会 計 課

長野県告示第201号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成24年3月31日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成24年3月8日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
川西交通安全協会	佐久市協和131-1	佐久市協和131-1 佐久警察署川西庁舎内 川西交通安全協会

会計課

長野県伊那建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年3月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年3月8日

長野県伊那建設事務所長 原 明 善

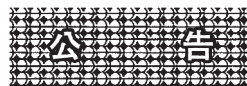
- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 芝平高遠線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市高遠町山室66番の4地先から伊那市長谷非持3814番の16地先まで	旧	6.0~32.0	0.2540
伊那市高遠町山室68番の2地先から伊那市長谷非持3810番の5地先まで		5.5~13.2	0.3458
伊那市高遠町山室66番の4地先から伊那市長谷非持3814番の16地先まで	新	6.0~32.0	0.2540

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 芝平高遠線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市長谷非持3491番の1地先から伊那市長谷非持2458番の1地先まで	旧	13.6~35.2	0.2057
伊那市長谷非持3498番地先から伊那市長谷非持2455番の3地先まで		5.0~11.4	0.2368
伊那市長谷非持3491番の1地先から伊那市長谷非持2458番の1地先まで	新	13.6~35.2	0.2057

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年3月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年2月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人どんつく
- 3 代表者の氏名
伴 俊 徳
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市上郷黒田5329番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者に対して、介護福祉に関する事業を行うご家族の方々や、ご本人の意思を尊重し、ニーズに応えられるサービスをする。
地域に密着した施設での事業のため、利用者様、ご家族様に安心・安全な生活を提供ができる事により、社会に寄与する事を目的とする。

県民協働・NPO課